

町田市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例

町田市住居表示整備審議会条例（昭和３８年９月町田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(設置) <u>第１条</u> 住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）に基づく町田市（以下「市」という。）の住居表示の整備を図るため、市長の附属機関として町田市住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事務) <u>第２条</u> 審議会は、市長の諮問に応じ、市内の<u>町及び丁目の決定並びにその名称、区域及び境界の決定その他</u>住居表示の整備に関する重要事項について調査し、審議し、及び答申する。 (組織) <u>第３条</u> 審議会は、委員<u>１０人以内をもって組織する。</u> ２ 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>市長が委嘱する。</u> (１) <u>住居表示に関し学識経験を有する者</u> <u>１人</u> (２) <u>町田市議会の議員</u> ２人以内 (３) <u>市を管轄する警察署の代表</u> ２人以内 (４) <u>市を管轄する消防署の代表</u> １人 (５) <u>日本郵便株式会社の代表</u> ３人以内 (６) <u>東京法務局の代表</u> １人	<u>(目的)</u> <u>第１条</u> この条例は、<u>町田市住居表示整備審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</u> (設置) <u>第２条</u> 住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）に基づく町田市の住居表示の整備を図るため、市長の附属機関として町田市住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (所掌事項) <u>第３条</u> 審議会は、市長の諮問に<u>応じて市内の町名及び丁目の決定並びにその名称、区域および境界の決定等、</u>住居表示の整備に関する重要事項の計画、調整、その他実施に関する調査と審議を行なう。 (組織) <u>第４条</u> 審議会は、委員<u>３０人以内で組織する。</u> ２ <u>前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u> (１) <u>市議会の議員</u> (２) <u>副市長</u> (３) <u>学識経験者</u> (４) <u>公共団体等の役員</u> <u>(会長及び副会長)</u> <u>第５条</u> 審議会に会長及び副会長を置き、委員

(任期) <u>第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 委員は、再任されることができる。</u> <u>(会長及び副会長)</u> <u>第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</u> <u>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</u> <u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u> (会議) <u>第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。</u> <u>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> <u>3 略</u> <u>(幹事及び書記)</u> <u>第7条 審議会に幹事及び書記若干名を置き、市の職員のうちから市長が任命する。</u> <u>2・3略</u> (委任) <u>第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。</u>	<u>の互選によってこれを定める。</u> <u>2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。</u> <u>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。</u> (任期) <u>第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (会議) <u>第7条 審議会は、市長が招集する。</u> <u>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 略</u> <u>(幹事および書記)</u> <u>第8条 審議会に幹事および書記若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。</u> <u>2・3略</u> (委任) <u>第9条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>
---	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。